

令和5年度実地指導結果
サービス種別：生活介護

申請者名	所在地	事業所名	実地指導日	文書による指導の内容	指導に対する 是正状況	備 考
社会福祉法 人大野見福 社会	高岡郡 中土佐町	障害者支援 施設せせら ぎ園	R5.7.24	なし		
社会福祉法 人高知県知 的障害者育 成会	香美市	かがみの育 成園	R5.9.1	なし		
高吾北広域 町村事務組 合	吾川郡 仁淀川町	障害者支援 施設湖水園	R5.10.12	施設障害福祉サービスを行う事業（施設入所支援及び生活介護）において、入所前に併設の短期入所を15日間利用し、日を空けることなく、引き続き施設に入所した者について、加算限度日数を超過して初期加算及び入所時特別支援加算を算定していた事例が認められた。 初期加算及び入所時特別支援加算は入所直前の短期入所の利用日数を30日から差し引いて得た日数（利用開始から暦月で30日間に限る。）に限り算定すること。併せて、これに伴う過誤請求など必要な措置を講ずること。	改善済	
社会福祉法 人高知西南 福祉協会	宿毛市	ワークセン ターすくも	R5.10.30	なし		
社会福祉法 人土佐七郷 会	幡多郡 黒潮町	生活介護事 業所みなと がわ	R5.10.31	サービス管理責任者が行う業務である指定生活介護に係る個別支援計画（以下「個別支援計画」という。）の作成、その他個別支援計画作成に当たって必要となるアセスメント、モニタリング、個別支援計画の見直し業務等について、生活支援員が行っている事例が認められた。 サービス管理責任者に個別支援計画の作成に関する業務及び個別支援計画作成に当たって必要となる業務を担当させること。	改善済	
				サービス管理責任者が行う業務である個別支援計画の作成について、生活支援員が作成している事例が認められた。 サービス管理責任者以外の者が作成した個別支援計画については、指定生活介護に係る個別支援計画とは認められないことから、該当する事例について精査し、「個別支援計画未作成減算」を適用し、過誤請求など必要な措置を講ずること。	改善中	
				食事提供加算について、その加算要件を満たしていないことが認められた。 当該加算について、その要件を満たすまでの間、加算を行わないこと。	改善済	
社会福祉法 人一条協会	四万十市	障害者支援 施設わかふ じ寮	R5.11.27	なし		
社会福祉法 人明成会	高岡郡 四万十町	障害者支援施 設オイコニア	R5.11.28	指定生活介護に係る初期加算について、施設入所日以降、指定生活介護の利用日数30日間について加算をしている事例が認められた。 初期加算については、指定生活介護を行った場合に、指定生活介護の利用を開始した日から起算して30日以内の期間に限り加算すること。 なお、施設入所日から30日を超える日に提供した指定生活介護の初期加算については、過誤請求など必要な措置を講ずること。	改善中	
社会福祉法 人佐川町社 会福祉協議 会	高岡郡 佐川町	佐川町社会福 祉協議会共生 型小規模多機 能ぶらっと ホームさかわ	R6.1.15	なし		